

【議案第 3 号】

水と土の芸術祭 2018 実行委員会の解散について

水と土の芸術祭 2018 実行委員会に係るすべての業務が終了したことから、会則第 15 条に基づき本実行委員会を解散することとする。

また、同条第 2 項に基づき残余財産については新潟市へ帰属することとする。